



2024年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社ウィル
代 表 者 名 代表取締役社長 坂根 勝幸
(コード番号：3241)
問 合 せ 先 取締役 友野 泉
役 職 ・ 氏 名
電 話 0797-74-7272

業績予想の修正および創業者功労金の贈呈に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、最近の業績動向等を踏まえ、下記のとおり、2023年2月14日に公表いたしました連結業績予想を修正することといたしました。併せて、創業者功労金の贈呈に関する決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 2023年12月期通期業績予想数値の修正（2023年1月1日～2023年12月31日）

(1) 連結業績予想数値の修正

(単位：百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A)	10,369	987	922	621	円 銭 54 68
今回修正予想 (B)	11,552	998	930	521	45 59
増減額 (B - A)	1,183	10	8	△100	—
増減率 (%)	11.4	1.0	0.9	△16.2	—
(ご参考)前期同期実績 (2022年12月期)	9,469	919	867	594	52 44

(2) 修正の理由

2023年12月期の通期業績につきましては、開発分譲事業において大阪府池田市をはじめとした戸建プロジェクトの販売・引渡しが当初計画を上回り、売上高を牽引いたしました。また、収益性の高い「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移し、営業利益と経常利益について業績予想を上回る見込みとなっております。

これらの結果、売上高をはじめ営業利益と経常利益に関しては連結業績計画を達成するとともに、売上高については7期連続、営業利益と経常利益については5期連続で過去最高を更新する見込みであります。

一方、親会社株主に帰属する当期純利益については、後述の創業者功労金相当額を特別損失として200百万円を計上することから、前回予想を下回る見込みとなりました。

なお、本業績修正に伴う2023年12月期の配当予想に変更はありません。

2. 創業者功労金の贈呈に関して

(1) 創業者功労金の贈呈の概要

当社は、本日開催の取締役会において、2023年10月1日をもって取締役を辞任した伊知地俊人氏に対し、創業以来、長年にわたり当社の経営を牽引してきた同氏の功績や在任中の労に報いるため、創業者功労金として200百万円を贈呈することを決議いたしました。

そのような中、当社は役員退職慰労金制度の制定をしていないため、当該創業者功労金相当額200百万円を2023年12月期に特別損失として計上いたします。

なお、本件につきましては、2024年3月下旬開催予定の第29回定時株主総会にて承認を得ることを前提としております。

(2) 支配株主との取引に関する事項

ア. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方針に関する指針への適合状況

創業者功労金の支給先である伊知地俊人氏は東京証券取引所の有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主その他施行規則で定める者」であり、本件は支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において以下の通り開示しております。

・ 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主である株式会社岡本俊人との間において取引を行う場合には、当社との利益相反を防止し、取引の公平性・公正性を図る観点から、その取引の合理性や取引条件について、取締役会において承認を得ることにより、少数株主保護に努めております。

なお、当社は社外監査役2名を含む監査役会を設置しており、定時及び臨時の取締役会に出席することにより、取締役の業務執行について監査を行っており、業務の適正性を確保する体制を整えております。

これに基づき、2024年2月9日開催の当社取締役会にて本件についての決議を行い、それにあたり「ウ.当該取引が少数株主にとって不利益でないことに関する、支配株主その他施行規則で定める者と利害関係にない者からの意見書の概要」に記載の通り、意見書を入手し、「支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方針に関する指針」に適合しているものと判断しております。

イ. 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本件が「支配株主その他施行規則で定める者が関連する重要な取引」に該当することから、利益相反を回避するため次のような措置を講じることといたしました。

- ・ 伊知地俊人氏は当社取締役を辞任後、相談役に就任しておりますが、本件の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

- ・ 2024年2月9日開催の当社取締役会においては全ての取締役及び監査役が審議に参加のうえ、決議に参加した全ての参加者の賛成と同意を以て本件を決議いたしました。

ウ. 当該取引が少数株主にとって不利益でないことに関する、支配株主その他施行規則で定める者と利害関係にない者からの意見書の概要

当社は、本件を検討するにあたり、支配株主その他施行規則で定める者である伊知地俊人氏と利害関係を有しない当社の取締役である奥田哲久氏及び田中豪氏、監査役である垂谷保明氏及び赤澤敬之氏に対し本件が少数株主にとって不利益なものではないか否かの検討を依頼し、2024年2月1日付で、本件が少数株主にとって不利益なものでないとする意見書を取得しております。

なお、上記4名は、東京証券取引所に独立役員として届出をしております。

意見書の概要は次の通りです。

支配株主その他施行規則で定める者である伊知地俊人氏への創業者功労金の贈呈案について、「支配株主を有する上場会社における、当該上場会社又はその子会社等の業務執行を決定する機関が、支配株主その他施行規則で定める者が関連する重要な取引等を行うことについての決定」であると判断し、「少数株主にとって不利益でないことに関する支配株主と利害関係のない者からの意見書」として、以下の通り、本件の是非、金額及び決定プロセスの公平・妥当性、企業価値向上などの観点から総合的に検討した結果、当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する。

① 創業者功労金支給の是非に関する検討

株式会社ウィルでは役員退職慰労金制度を設けていない。取締役会より、今般の創業者功労金については、伊知地俊人氏の退任に際し在任中の功労に報いるため創業者功労金を支給するとの提案を受けたため、伊知地俊人氏の在任中の功績に関する検討を行った結果、少数株主に不利益となる意図や要因は見当たらないと考える。

② 創業者功労金の支給額の公正性・妥当性に関する検討

本提案は、伊知地俊人氏の功績に関する検証、会社業績における検証、税務上認められうる退職金額における検証、株主への配当金への影響における検証等を行った結果、公正に決定された妥当性のある金額であると判断し、少数株主に不利益となる金額ではないと考える。

③ 創業者功労金支給決定プロセスの公正性・妥当性に関する検討

伊知地俊人氏は直接的な支配株主ではないが、支配株主である株式会社岡本俊人の役員であり「支配株主その他施行規則で定める者」に該当する。本提案に関して、コーポレート・ガバナンス報告書にて公表している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への準拠状況や公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置を検討した結果、伊知地俊人氏に対し、創業者功労金の支給が有利に進められたと思われる点は認められず、本提案の決定プロセスに関して少数株主にとって不利益な要因はないと考えられる。

④ 創業者功労金支給による企業価値の向上について

本提案が決定することにより直接的な現金・利益を生み出すことはなく、支給額は2023年12月期の特別損失として計上することとなるが、その事実を以て将来的にも企業価値の向上を妨げる要素とは判断できず、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

エ. 業績に与える影響

当該創業者功労金相当額金200百万円を2023年12月期に特別損失として計上いたします。詳細は「1. 2023年12月期通期業績予想数値の修正（2023年1月1日～2023年12月31日）」をご参照ください。

以上

ご注意：上記の予想は、本資料の発表時現在において入手可能な情報に基づき作成しております。
実際の実績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる可能性があります。